

# 令和7年度 第3回四街道市ごみ処理対策委員会 会議録

## 【開催日時】

令和7年10月21日（火） 14：00～16：00

## 【開催場所】

四街道市役所 本館1号棟 4階 第2委員会室

## 【出席者】

委 員	荒井 喜久雄会長、矢澤副会長、荒井 秀一委員、松坂委員、土門委員、麻生委員、神田委員、櫻井委員、中田委員、福田委員、近藤委員（計11名）
事務局	多田環境部長、青木環境部副参事、立崎廃棄物対策課長、池田ごみ処理施設整備推進室長、田中廃棄物対策課計画係長、水藤主任主事、佐納主任主事、株式会社環境技術研究所（4名）（計11名）

※傍聴人：0名

## 会議次第

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

（1）四街道市一般廃棄物処理基本計画（最終案）について

（2）その他

4 閉会

事務局

皆さん、こんにちは。定刻前ですが、お揃いになられましたので、始めていきたいと思います。

ただいまより、令和7年度第3回四街道市ごみ処理対策委員会を開催いたします。

本日は、11名の委員の方にご出席をいただきており、四街道市ごみ処理対策委員会条例第6条第2項に規定する委員の過半数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告させていただきます。

会議を始める前に、本日の資料を確認させていただきます。本日配付させていただいたものが、会議次第、席次表、意見・質問対応表になります。それから、事前に配付させていただきました四街道市一般廃棄物処理基本計画最終案になります。本日そちらもお持ちで大丈夫でしょうか。

続きまして、荒井会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。荒井会長、よろしくお願ひいたします。

荒井会長

皆さん、こんにちは。今日は涼しいを通り越して寒いぐらいの気候になっているようございます。これも地球温暖化の影響かなと思っているところでございます。

さて、本委員会も第3回目を迎えて、今日は最終案の検討が予定されております。先ほどの温暖化ですけれど、ごみ処理も、温暖化の防止にできることは頑張ってやっていくことが必要なのかなと思っております。

皆様の積極的な議論をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。

この後の会議進行について、四街道市ごみ処理対策委員会条例第6条第1項の規定によりまして、荒井会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

荒井会長

それでは、会議次第に従いまして進行いたしますのでご協力をお願いいたします。

議事に入る前に、議事録署名人の選出について事務局より説明をお願いします。

事務局

会議録の作成につきましては、四街道市ごみ処理対策委員会運営要領第6条第1項の規定に「会長は会議終了後、速やかに会議録を作成しこれを保存しなければならない」となっています。

議事録を作成・保存するに当たり、内容の確認をしていただく議事録署名人を選出していただきます。選出方法は特に決まっておりませんので、会長の指名により議事録署名人を2名選出していただきます。

事務局からは以上です。

荒井会長

事務局から説明がありましたとおり、私から議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人は、麻生委員と土門委員にお願いいたします。

次に、会議の公開・非公開について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、会議の公開・非公開について説明させていただきます。

会議の公開・非公開につきましては、四街道市ごみ処理対策委員会運営要領第4条に「委員会の会議は公開とする。ただし、次の各項のいずれかに該当する場合はこの限りではない」と

規定されています。

事務局では、本日の会議が「個人情報に関すること」、及び「公開することにより議事運営に著しい支障が生じるもの」に該当しないものと考えておりますが、同条第2項の規定に基づき、会議の公開・非公開の決定については、会長が委員会に諮って決定するものとなります。

事務局からは以上です。

荒井会長

それでは、事務局から説明がありましたとおり、運営要領第4条第2項の規定に基づき、会議の公開・非公開につきまして、委員の皆様にお諮りいたします。

本日の会議を公開としてよろしいでしょうか。

委員一同

(「異議なし」の声あり)

荒井会長

異議なしということで、本日の会議は公開といたします。

会議資料については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、傍聴人は会議資料を閲覧することはできますが、このうち会議次第以外の資料については、会議終了後に回収することをよろしいでしょうか。

委員一同

(「異議なし」の声あり)

荒井会長

異議なしということで、資料は会議終了後に会議次第以外を回収することといたします。

それでは、傍聴人の方がいらっしゃいましたら、どうぞ入室させてください。

事務局

現在傍聴人はおりません。以上です。

荒井会長

傍聴人がいないということでございますので、この後傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、会議の途中であっても随時入室していただくこととしたいと思います。

それでは会議次第3の議事に入ります。

議題1、四街道市一般廃棄物処理基本計画最終案についての説明を事務局よりお願ひいたします。

事務局

それでは、四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）について説明をさせていただきます。

事前に送付させていただきました基本計画案と、本日お配りしました「令和7年度第2回四街道市ごみ処理対策委員会 意見・質問対応表」により説明をいたします。

今まで審議を重ねていただきましたご意見を基に、計画（案）を作成しております、前回いただいたご意見の反映等について一覧表にまとめております。

まず1ページ、項目の名称も含めて18行目中段あたりになります。「事業者の責務がより強く求められています。」の部分につきまして、廃棄物処理法の名称を削除いたしました。

また、例を記載して分かりやすくしてはどうかとのご意見をいただきましたので、「プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者（事務所、工場、店舗など事業を行う事業者）に対して、積極的な排出抑制と再資源化等の事業者の責務を果たすよう強く求められています。」と修正をしております。

同じく1ページ下から4行目、計画策定の必要性についての記載を整理した方が良いとの意見がありましたので、「前計画の成果と課題を踏まえること」という1点、それから「社会的背景の変化に対応するため」という2点目、こちらの2点が明確に分かるよう文言を修正いたしました。

5ページ、計画の推進体制について、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、同じ方向性を共有できる体制を構築していくことが、具体的に各施策に結びついていることが分かる方が良いのではという意見がありました。

こちらにつきましては、前回の委員会でも申し上げましたとおり、計画実現への取組みとして、基本方針のもとで実施する施策の項目に誰が取り組んでいく内容かを、市民、事業者、市で記載をしております。これは、ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画、生活排水処理基本計画、いずれも同様の記載をしております。

同じく5ページ、前回、2段落目に記載がありました、「廃棄物処理法に基づき四街道市一般廃棄物処理実施計画の策定を行います」という文言を削除させていただきました。

16ページ、ごみ処理体制についてですが、前回は計画後半に記載しておりますごみ処理体制の計画と同じ内容となっておりましたので、現在の体制に文言を修正しております。

19ページ、拠点回収について、表の3.1.7、ごみ総排出量の内訳には拠点回収の記載がなく、20ページの表3.1.8には記載されているので、整理した方が良いのではという意見をいただきました。

拠点回収につきましては、ほかの区分と比べ量が少ないため、19ページの表3.1.7につきましては資源物と含めた数量とし、※2にその旨を記載いたしました。また、災害廃棄物については、実績としては排出量がありますが、今後の推計には考慮をしないため、合計には含めずその旨、※1として注記をいたしました。

28ページ、ごみ処理経費の推移について、前回は令和6年度まで表がありまして、その欄が空白となっておりましたが、こちらの数値につきましては、一般廃棄物処理実態調査という国のデータを使っておりまして、本計画の策定までに令和6年度分のデータが公表されないことから、令和6年度分の表の部分、グラフの部分を削除いたしました。

52ページ、目標値について。国が示している数値と乖離している部分について、理由を示した方が良いのではという意見がありました。

本計画では、現在の計画で目標を達成できなかった、リサイクル率を向上させることを第一として、目標年度である令和17年度にリサイクル率を26%とすることを目指しています。

それに合わせて、ほかの項目の目標値も設定しておりますので、「リサイクル率26%以上とすることを目指します」という文言を入れております。

なお、令和12年度の1人1日当たり家庭系ごみ排出量目標値は四街道市463グラム、国の令和12年度の家庭系ごみ排出量478グラムとなっておりますので、国の目標値よりもさらに少なくする目標となっております。

54ページ、施策1.2「過剰包装の削減」について。こちら、包装料金の表示を法律で義務化するように働きかけてはどうかとの意見がありました。

廃棄物処理全般についての国に対する要望につきましては、現在も全国都市清掃会議や千葉県環境衛生促進協議会といった組織を利用して行っております。今後につきましても、国への要望は内容を精査しながら継続して行ってまいります。

68ページ、食品ロス削減推進計画の基本理念、数字の「0」をローマ字表記にしてはとの意見がありました。

こちら、現在、消費者庁で掲げている「めざせ！食品ロス・ゼロ」で表しているものも「0」という数字を使用しております、事務局で再度検討をした結果、原案のままとしております。

なお、食品ロス削減推進計画の基本理念についてご報告があります。前回の委員会の中で、「MOTTAINA！」の表記をローマ字にしたいと事務局からお話をさせていただきましたが、こちらローマ字で表記する「MOTTAINA！」が、実は毎日新聞社の登録商標となっておりまして、現在、毎日新聞社へ計画への記載について確認を取っているところでございます。そのため、「MOTTAINA！」のローマ字表記については未確定ということで、今後、委員の皆様には確定版でご確認をいただくこととなります。こちらの点をご了承いただければと思います。

73ページ、前回の委員会では74ページに記載をしておりました、消費期限・賞味期限です。賞味期限についての正しい知識の教育と情報の発信を行った方が良いのでは、あわせて国に對しての要望も行ってほしいとの意見がありました。

こちらにつきましては、食品ロス削減の啓発活動時や環境学習時に、正しい知識について情報を発信していきます。これにつきましては、ごみ処理基本計画では58ページの施策5.2に「環境学習の充実」を記載しております。また、食品ロス削減推進計画では70ページの施策1.3「3きり（使いきり・食べきり・水きり）の徹底」の中で賞味期限・消費期限に触れております。

また、施策1.1「食品ロス削減の啓発活動」、施策2.4「食育を通じた周知・啓発」で、小中学生を対象とした食品ロスについての授業の実施を挙げております。また、73ページで、コラムとして、消費期限・賞味期限について記載をしております。

続きまして、意見として、地域における外国人へのごみ出しルールの周知・徹底が挙がりました。

58ページ、施策5.1「分別排出の徹底」の主な取組み内容に記載されている、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」の配布や、ごみ分別促進アプリ「さんあ～る」の配信によるルールの周知・遵守に内包しているとお考えいただければと思います。実施した内容につきましては、年次報告書で報告、公表をしていきます。なお、今回の計画では、主な取組みを記載しておりまして、具体的な取組みの全てを記載しているわけではありません。

続きまして、不法投棄についてのご意見がありました。

59ページ、施策5.5に「不法投棄に対する取組み」の記載をしております。実施した取組みにつきましては、年次報告書で報告、公表をしてまいります。また、今回の計画では主な取組みを記載しているため、具体的な取組みの全ては記載をしておりません。

続きまして、意見として周知方法について、ホームページ以外にも検討するべきではとの意見がありました。

現在の主な方法は、市ホームページ、市政だより、Facebookを利用してますが、今後は広報媒体を拡大して、実施する施策に合わせて適したもので周知を行っていきたいと思います。

最後にルール遵守を図るため、条例に罰金を設けてはどうかとのご意見がありまして、今後の施策立案の参考とさせていただきます。

以上が、第2回ごみ処理対策委員会でいただきましたご意見等についての修正等の回答となります。

昨年度から基本計画のご審議をいただきまして、本日で4回目の審議となっております

次回、11月のごみ処理対策委員会で答申をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、先ほど、細かい修正をしたら良いのではないかということで、こちらにもお話をいたしましたので、そういった細かいところにつきましては、再度精査をしながら、最終的な計画としてお示しができるようにしたいと考えております。

以上です。

荒井会長

ただいま、第2回ごみ処理対策委員会の議論の出た部分について、指摘内容と対応に分けて説明がありました。順番にやっていければ良いでしょうけど、非常に多岐に渡っていますので、取りあえず全体を通して、ちょっとこういうところはこうした方が良いのではないかという意見がございましたら、よろしくお願ひします。

なかなか具体的でないので、話がしにくいと思いますので順番に進めていきます。

指摘箇所の1ページの18行目、指摘内容は「事業者の責務がより強く求められています。」の括弧の部分、法律が改正されたわけではないため必要ない、記載するのなら例示を記載して分かりやすくしてはどうかということで、ご指摘部分について削除及び修正をしました。

具体的な内容は1ページを見ていただくと、「このような法整備に伴い、プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者（事務所、工場、店舗などの事業を行う事業者）に対して、積極的な排出抑制と再資源化の事業者の責務を果たすよう強く求められています」という文章を入れた。

それから一番下から3行目、「前計画の成果と課題を踏まえ、また、社会的背景の変化に対応するため、新たな目標を設定し」と、目標の方向性をここで決めていったということです。「事業者の責務をより強く求められています。」の後の括弧は記載しないということで、カットしたということでございます。

この部分についてはいかがでしょうか。

中田委員

私の手元の資料では、「積極的な排出抑制と再資源等の」と書かれておりまして、「再資源化の」と書かれていないですが、こちらは変更になったと考えてよろしいでしょうか。

事務局

今、お話のありましたところが、ほかの委員様からもご指摘をいただいたところでして、最終的にどちらがふさわしいかを再度検討して、次の計画案でお示しをしたいと思います。

神田委員

「積極的な排出抑制と」って、抑制は動詞ですよね。業者が排出抑制をするということで、次に「再資源等の事業者の責務」、再資源は名詞です。「再資源化する」ということが業者のやらなければいけないことなので、細かいことというのはそういうことですけど、文章的に文法がちょっとおかしいということです。中田さんも同じこと、細かいことですけど。会長さんはちゃんと「再資源化」とおっしゃったので、やっぱりそれで良いと思います。

この印刷したときに「化」が抜けてしまったのではないかと思うんです。中ほどだったら気がつかないで終わっちゃうかもしれませんけど、冒頭ですので、ちょっと大事かなと思って、このままにしない方が良いと思います。

荒井会長

できる限りのことはまとめて、変えていっちゃった方が良いと思いますので、良いでしようか。

文章を確認すると、「積極的な排出抑制と再資源化等の事業者の責務を果たすように強く求められる」、それでよろしいですか。

事務局

私どもも、通常「再資源化」と使っているので、ご指摘をいただきて、今、気がついたところでした。ありがとうございます。

荒井会長

こんな形で進めていってよろしいですか。少し時間がかかるかもしれません。

ただ、今みたいに基本的な部分で意見があったら、いただいておくのが必要かなと思います。もちろん、それでいいよって言えば、それで終わりにしますけど、順番にとにかく潰していくやり方を取りたいと思います。

計画策定の必要性についての記載は表現を整理した方が良いのではないか、1ページ目の下から4行目、指摘のとおり修正しました。具体的にどこでしたっけ、変えたのは。

事務局

前回、記載した内容を読み上げさせていただきます。

前回は4行ありまして、「このような社会的背景の変化への対応を盛り込むことと、前計画が令和7年度で計画目標年度を迎えること、また、前計画の成果及び課題を踏まえ、新たな目標を設定し施策を推進していく必要があることから、このたび令和8年度を初年度とする「四街道市一般廃棄物処理基本計画」を策定します」という文言でした。

こちら必要性が2つ書かれているので、それを明確に表して、1つずつ分かりやすく表記した方が良いのではという意見がありまして、今回の表記内容として、1つ目が「前計画の成果と課題を踏まえること」、2つ目として「社会的背景の変化に対応すること」、こちらを2つ記載をさせていただいたところです。

荒井会長

文章整理をしたということですね。

前計画の成果と課題を踏まえ、また社会的背景の変化に対応するため、この2つに絞って、それに新たな目標を設定して施策を推進していく必要がある形につないでいったということですけど、よろしいですか。

それでは、2番目の項目は了承したいと思います。

次に5ページ、計画の推進体制について、1段落目に記載されている文章が、各施策に結びつくようにすると良いと。

5ページ、3.2 計画の基本的枠組みで記載されている各施策に、誰が取り組む内容かを記載しております。なお、これらは食品ロス削減推進計画や生活排水処理基本計画も同様となっていますということです。

ですから、計画の基本的枠組みという中で、この各施策に結びつくように記載したということです。

何か補足説明ありますか。

事務局

具体的には、例えばごみ処理基本計画に関しましては、54ページから、それぞれの基本方針の施策を1つずつ挙げているところでございます。

例えば、施策1.1「マイバッグ・マイボトル等の利用促進」で、右隣に四街道市、市民、事業者とそれぞれが同じ方向性を共有していくことで、皆さんで取り組んでいくということを分かりやすく記載をしております。

食品ロス削減推進計画と生活排水処理基本計画にも同じように、事業者がしていく部分に関しては、例えば55ページでは事業者から排出されるごみの減量では、四街道市と事業者がしていくことで記載をしております。

以上です。

荒井会長

市と市民と事業者という形の主体を設けて、それぞれがその施策に対して、どう関わっていくかを整理したということでございます。

例えば、55ページの施策2.2「事業者から排出されるごみの減量」について、これは四街道市と事業者、市民が抜けているわけですけど、ここまで市民にお願いするのはいかがなものかなということで、これは市が責任を持ってやるということで、四街道市、事業者という記載になっているのかなと、そういう形で全部整理しましたということです。

何かご意見ございますか。

矢澤副会長

この辺は全て私が言ったところですけど、1番目、2番目は了解しました、ありがとうございます。

「同じ方向性を共有できる体制を構築します」という言い方が、もちろん3主体、市、市民、事業者が同じ認識を持ってというのは当然ですけれど、体制という言葉がちょっと気になつて。

先ほどからご説明をお伺いしていて、具体的なものは今後ということなので、それぞれの施策でどういう体制をつくって、それぞれの施策を推進していくのか、今後、いろいろ考えられてやられるというイメージで受け止めさせていただきます。

この段階ではこれで了解です。

荒井会長

四街道市、市民、事業者と名前が出ていても、具体的な中身、具体的な対応、それが今後の検討に委ねられている。それはそれでちゃんとやってくださいねというご意見だと思います。よろしいですか。

それでは、3番目については以上とさせていただきます。

次に5番目、計画の推進体制について、2段落目は記載する必要がないのではないかということでご指摘の部分については削除しました。

原文をざっと読んでいただけますか。

事務局

こちらにつきましては、前回お示ししたものは「本市は廃棄物処理法に基づき、四街道市一般廃棄物処理実施計画の策定を行います」という文言が入っていましたが、こちらについて削除させていただきました。

荒井会長

法に基づいて実施計画をつくるよということが入っていたのだけれど、特に、ここでは必要ないだろうというご指摘があって、その部分については削除したことだと思います。

よろしいですか、では、次に進ませていただきます。

次、16ページ、ごみ処理体制について現在の体制を記載する箇所のため、今後についての記載は必要ないのではないかというご指摘に対して、ご指摘のとおり文章を修正しましたということですので、記載の必要性がないことで削除をされたのだと思いますけど、その部分について、原文と突き合わせて説明してください。

事務局	①収集・運搬体制ですけれど、前回お示ししたものについては、「ごみの分別品目に応じ、経済的、効率的な収集・運搬体制の構築に務めます。また、環境への配慮を十分勘案し、車両及び収集経路等を検討します」という記載がございました。こちらにつきましては、実際に3.2、この後にごみ処理体制の計画をお示ししているのですが、そちらと全く同じものが誤って入っておりましたので、現在の収集体制として「務めます」、「検討します」ではなくて、現在のものとしてお示しをした形になっております。
荒井会長	事実の確認だけをしたということですね。
事務局	はい。
荒井会長	よろしいでしょうか。 それでは、次の項目に移らせていただきます。 19ページ、20ページ、説明文については、表3.1.7に拠点回収が入っていないが、3.1.8には記載があるため、説明文を整理した方が良いというご指摘に対して、拠点回収量が他と比べて少ないため、資源物に含ませていただきました。また、19ページの表記を修正しましたというご案内ですけど、ここもお願いします。
事務局	こちらにつきましては、前回も同様なのですが、拠点回収、20ページを見ていただくと分かることおり、拠点回収が0もしくは1という非常に小さい値になっておりました。総排出量の内訳という形でしたので、※2で「拠点回収は資源物に含みます」という記載をさせていただきました。 また、20ページの内訳に関しましては、生活系ごみと事業系ごみとで分けておりますので、こちらについては拠点回収を記載しております。こちらの部分については前回とは変わりがありません。 変わった部分に関しましては、災害廃棄物、※1の部分になります。こちらについて、一般廃棄物としては災害廃棄物が含まれるのですが、災害廃棄物を今後の推計に含めてしまうとの年だけ大きく数値が異なってしまいますので、それが分かるように、このような記載をさせていただいたところが変更した部分になります。 以上です。
荒井会長	「拠点回収は資源物に含みます」ということで、注記を入れたということと…
矢澤副会長	補足しますと、19ページの説明文の中に前回は拠点回収という言葉が入っていました。表の3.1.7には拠点回収の項目がなかったので、説明文を少し整理してくださいと。 これでオーケーですので。
荒井会長	あと、災害廃棄物の件は統計的に同じ量で計算しないとおかしな話になるから、災害廃棄物がある年は除外したということで。 それでは、19、20ページについては以上とさせていただきます。 28ページ、ごみ処理経費の表について令和6年度が空白になっているが対応はどうするの

かです。これは、環境省の廃棄物処理実態調査をもとに作成している部分なので、令和6年度の実績の公表が策定に間に合わない。つまり、2年遅れぐらいで出てくるんです。どうしても間に合わないから、6年の行は削除しますという内容です。

これは説明するまでもないのかなと思います。

これでよろしいですか。

矢澤副会長

はい。

荒井会長

52ページ、目標値について、国が示している数値と乖離している部分について理由を明示した方が良いのではないかという内容について、今回の目標は四街道市の課題であるリサイクル率を向上させることを第一としています。そのため、リサイクル率の目標値を設定し、それに合わせて他の値の目標値も設定しています。52ページ、補足の説明をしてもらえますか。

事務局

前回の資料では、3行目「家庭系ごみ排出量原単位、リサイクル率、最終処分率とします。数値目標を以下に示します」というものでした。

今回お示ししたものは、なぜその数値になったかという大事な部分を4行目に、本市ではリサイクル率26%以上とすることを目指しますという形で、1行追加をさせていただきまして、このリサイクル率26%にするためにはどういった数値が必要かということで、それ以外の数値目標がここに示される形になってきております。

荒井会長

リサイクル率を26%以上とすることを目標として設定した。それに合わせて令和17年度の目標値を決めたし、目標設定の算出については、その下の囲みの中にあるように、①、②、③で仮定をしていったということでございます。

さっき説明、最初のときには少しあるところに設定しているという説明だったのですが、もう一度、そこを説明してください。

事務局

国の目標等につきましては、資料編に抜粋して記載をしております。国の目標につきましては、資料の7ページになります。廃棄物処理基本方針が令和7年2月に改訂をされました。表の2項目目、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、令和12年度の目標値は478グラムとなっております。ちょうど令和12年度が、四街道市の中間目標年度となっておりまして、中間目標値が四街道市は463グラムに設定しておりますので、国で示しているものよりも、さらに少ない排出量を目指しておりますという形で説明をさせていただきました。

荒井会長

廃棄物処理基本方針が国から出ていて、それが12年度の目標として1人当たり1日478グラム、これを排出量の目標とするという目標設定したので、設定したからではないですが、四街道市として463グラムで、それを令和12年度の中間目標値と定めている。ですから、国よりもっと進んだ形で目標を設定したという話でございます。

よろしいですか、どうもありがとうございます。

荒井会長

54ページ、施策1.2「過剰包装の削減」について、包装料金の表示を法律で義務化するように働きかけてはどうかということで、国に対しての要望については、全国都市清掃会議

や千葉県環境衛生促進協議会を利用し行っています。今後も国への要望は、内容を精査しながら継続して行なっていきますということで、何か補足があれば。

事務局

今回の計画では、特に国への要望に関して、計画の中で具体的に触れている部分はございませんが、今、お示ししている過剰包装以外のごみ処理に関する全ての部分に関して、こうした方が良いのではないかというものに関しては、ほかの自治体、市区町村と協力をし、要望は現在も挙げているところですので、そういう部分で、何か必要なものに関しては、そちらを利用しながら国へ要望を挙げていくことになります。

以上です。

荒井会長

全国都市清掃会議という公益社団法人や、千葉県環境衛生促進協議会という協議会の中で、国への要望を、構成市町の国に対する要望を取りまとめて、一括して国への要望として出しているということで、その取組みに積極的に参加をしているという内容だと思いますけど、よろしいですか。

68ページ、食品ロス削減推進計画の基本理念のサブタイトルについている数字の「0」をローマ字表記にした方が良いのではないかということです。事務局で再度検討した結果、原案の数字の記載のままにすることとしました。これについてはいかがでしょうか。

事務局

こちらにつきましては、現在消費者庁で進めております「めざせ！食品ロス ゼロ」という標語がございまして、そちらで大きく数字の「0」で表記をしています。あとは字面の問題で、数字の方が良いのではないかとは思ったのですが、先ほども申しましたとおり、その後のローマ字部分が未確定な部分もございますので、恐れ入りますが、この部分に関しては未確定にさせていただいて、一番収まりの良い形にさせていただければと思っております。

荒井会長

いかがでしょうか。

決定したら委員さんに伝えてください。

事務局

はい。

荒井会長

それだけはちょっとお願いしたいなど。第4回の委員会で、いつの間にか決まっていたことのないようにしていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

次に、73ページの賞味期限についての正しい知識の教育と情報の発信を行った方が良い、合わせて国に対しての要望を行ってほしいというご指摘に対して、事務局から説明してください。

事務局

賞味期限に対して、正しい知識の教育と情報の発信を行った方が良いということで、市役所として行えることは、啓発活動がメインになっている部分が大きいので、施策の中の至るところにこの啓発が入っております。ですので、こちらにもそういった啓発が書いてありますということで、報告をさせていただきました。

食品ロスの削減に関しては、今回の計画では一つの章として、きちんとした食品ロスについてまとめた形で計画を作成しておりますので、その部分で積極的に食品ロス全体についての啓発を行ってまいりますし、消費者庁等からも、賞味期限・消費期限についての啓発の

チラシ等も出ているところでございますので、そういうものを合わせながら、しっかりと周知、教育で情報発信をしていきたいと考えております。

記載されている部分はほとんどのところが啓発で挙がっております。その中でこちらの質問・対応表としましては、ごみ処理基本計画の中では施策5.2に、食品ロス削減計画では2.4に。2.4が食育を通じた部分、施策1.1が食品ロス全体の啓発活動、施策1.3が3きり、使いきり、食べきり、水きりの徹底の中で賞味期限・消費期限の正確な理解を具体的に明記しているほか、コラムでも記載をしているところです。

以上です。

荒井会長

基本計画の70ページ、71ページ、72ページ、73ページに、食品ロスに対する取組みが書いてあるということです。

例えば、基本方針1「食品ロス削減に係る普及啓発」で、施策1としては食品ロス削減の啓発活動、施策2としては計画的な買い物の推進、施策3としては3きりの徹底。基本方針2として「食品ロス削減に係る仕組みの構築」、2.1としてフードドライブの実施、食べきり協力店の制度の拡大・充実と、こんなことが書かれているわけで、さらにコラムと言っていますけれど、電球が光っているやつですね。その中で、水きりについての解説がついている。あるいは食べきり協力店制度についての説明がついている。

73ページ辺りは、消費期限・賞味期限についての、農林水産省が出している公式見解をここに載せている。例えば消費期限については、袋や容器は開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合、この年月まで安全に食べられる期限のこと。お弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど、いたみやすい食品に表示されています。

下に書いています、賞味期限を超えても消費期限内であれば、味は分かりませんけど、安全に食べられることも十分に啓発をしていきたいということだと思います。

この辺について、ご意見ございましたらよろしくお願ひします。

具体的な活動はこれから、この基本計画に合わせてやっていくのだと思いますので、その辺を十分に期待していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

裏のページに参ります。地域における外国人へのごみ出しルールの周知・徹底について、説明については右側に書いてあるとおりですけど、この中身について、事務局のほうで説明してください。

ページを出して、具体的な形で説明お願ひします。

事務局

前回、外国の方がごみの出し方のルールが分からないのではないかとか、きちんと出されてないのではというお話をございました。ここに関しましては58ページ、基本方針5「適正処理の推進」の中で、施策5.1「分別排出の徹底」の主な取組み内容としまして、「家庭ごみの正しい分け方・出し方の配布」やごみ分別促進アプリ「さんあ～る」の配信によるルールの周知・遵守、こちらの中に内包されているとお考えいただければと思います。

「家庭ごみの正しい出し方・分け方」に関しましては、日本語だけではなくて、英語とか中国語、韓国語等々、何か国語かを用意して、また、こちらに関してはホームページからもダウンロードができるようになっております。

ごみの分別促進アプリ「さんあ～る」に関しましても、ご自身でアプリを入れていただくと、その中から外国語表記、何語にするかを選べるようになっておりますので、もし、日本語が若干不自由な方がいらっしゃっても、そこにたどり着ければ、ごみの出し方のルールは理

解をしてもらえる体制は整っております。

ただ、今現在、実際にルールが守られていないということで、この委員会でお声が上がって  
いるかと思いますので、そこに関しては今後もより良い周知方法等を検討しながら施策を進  
めていきたいと考えております。

以上です。

荒井会長

方向としては書いてあるとおりで、さまざまな分別排出の徹底をするためのルールを決め  
ている、ルールというか取決めを決めている。それについて、具体的な取決めをさらに今後進  
めていきたい。「さんあ～る」であるとか、処理の仕方の周知・徹底という点では、今も外国  
語対応ができるようになってはいるけれど、その結果を見ながら、さらに強化していきた  
いということだと思います。

いかがでしょうか、よろしいですか。

それでは、次の不法投棄への対応について。今回の計画では主な取組みを記載しているた  
め、具体的な施策の記載はしておりませんと書いてありますので、その辺の説明をちょっと  
できたらお願ひしたいと思います。

事務局

前回のこちらは、やはり人通りの少ない土地とかに不法投棄が多いというお話、あとは、外  
国人が不法投棄をしていると限定をしているわけではないですが、ルールが分からぬのでは  
ないかというご意見がありました。不法投棄禁止の看板とか、プレートをこちらでもお配  
りをしていますが、文字で書いてあっても分からぬのではないかというご意見もありまし  
て、絵を入れてほしいとか、皆さんに分かるようにしてほしいというご意見がありました。

こちらに関しましては、今、会長もおっしゃっていただいたとおり、具体的にこのように取  
り組んでいきますという内容ではないですけれど、不法投棄に対する取組みで取り組んだ内  
容に関しましては、年次報告書等で報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

荒井会長

59ページに不法投棄に対する取組みと出ていて、主な取組みの内容が、定期的なパトロー  
ルの実施、不法投棄禁止看板等の設置、警察と連携した不法投棄への対応。

不法投棄禁止看板等の設置の中に外国人も含めているけど、十分でない場合についてはさ  
らに強化をしていきたい。取り組んだ内容については、年次報告書の中で皆様にご報告して  
いきたいということでございます。

いかがでしょうか、よろしいですか。

次、周知方法について、ホームページ以外にも検討すべきではということでございます。こ  
ちらに書いてあるのは、市ホームページ、市政だより、市Facebookですが、今後は広報媒体を  
拡大し、実施する施策に合わせて、適したもので周知を行っていく予定です。3つプラスアル  
ファなので、また、この点についての補足がございましたら、よろしくお願ひします。

事務局

具体的なところではないんですけど、先日、地域新聞に廃棄物対策課が行っている施策が取  
り上げられました。それは、プレスリリースを行った内容で新たに始めた事業でした。そのプレ  
スリリースと市政だよりを載せたところ、そういったところから取材に来ていただいたと  
いうことがありました。

新たに取り組んでいくものに関しては、そういった形で大々的に取り組んでいることの周

知を行い、それによって、ごみ処理全体に対しての市民の皆様の意識を高めていきたいと思っております。

それ以外の具体的な方法については、まだ検討の段階ではございますが、なるべくそういった形で市民の皆様に分かりやすいような、目に止まりやすいような方法を取って行っていければと考えております。

以上です。

荒井会長

現在の方法にプラスして、市民の皆さんに分かりやすいような媒体を使って、広報内容を拡大していきたいということでございます。

いかがでしょうか、よろしいですか。

最後になります。ルール遵守を図るため、条例に罰金を設けてはどうかということで、今後の施策立案の参考とさせていただきますと書いてあるのですが、もう少し補足するような内容があつたらぜひお願ひしたいと思います。

事務局

こちらについては、罰則は、以前もお答えさせていただいたと思いますけど、条例改正とかもあるのですが、まずやる施策として、罰金をまずつけられるかどうかもありますが、そういったところも含めて、今後の検討課題だなとこちらも捉えています。また、罰則だと本当に大きな問題になります。その前にやれることをやっていきたいと思っておりますのでとりあえず、今回の計画の中ではこの内容でご理解いただければと思います。

以上でございます。

荒井会長

問題意識は持っているけど、なかなかハードルが高い。取りあえず、今回はこういった形で整理させていただいたということでございます。いかがでしょうか。

それでは、一通り用意された議題は終わって、これを整理した上で最終案をまとめるということですけど、次回やると、そこで答申になりますので、皆様方の中で、3回、4回通してお感じになられたこと、あるいは要望でも結構ですので、もし思いがございましたら、一人一人、ご発言願いたいなと思います。

矢澤副会長

確認をしたいのですけれど、42ページにごみ関係の評価の表が入っています。R6が空欄になっているのですが、これは最終的に来年3月公表されるので、そのときには評価が入る。入るとすると、この委員会で一回評価をしたもののが入るという理解でよろしいですか。

事務局

この後、次回の委員会のスケジュールをお伝えしようかと思っているところですけど、次回、本日までの審議をもとに基本計画の答申をお願いしまして、その後に年次報告を行う予定でございます。そこで皆様にご審議、ご確認をいただきまして、その内容を令和6年度の欄に記載した形で、最終的な基本計画とさせていただく予定です。

矢澤副会長

分かりました、ありがとうございました。

荒井会長

次回、年次報告も合わせてやることでございます。その際に、また意見を言っていた大く機会はあるかと思いますけど、基本計画の取りあえずの方向が決まったということで、今、もし思いの丈がございましたら、ぜひ一言ずつご発言願いたいと思います。勝手なこと言

って申し訳ございません。

私が荒井ですので、荒井さんからお願ひできたらと思います。

荒井(秀) 委員

荒井と申します、よろしくお願ひします。

私は特にこれといって意見などございません。これだけのものを用意していただいて、時間もかかって大変だったろうと思いますので、すばらしいと思いますので、特にありませんので、ありがとうございますと言いたいです。

以上です。

土門委員

私は、消費者友の会でこちらに出席しているのですけれど、四街道市の産業まつり、8日、9日にありますけど、私たちはいつも武道館で、一年間テーマを決めて、研究発表をしております。昨年度は四街道市の農業問題について、今回は何にしようということで、ごみ問題を取り上げよう。朝日新聞に行って、プラスチックについてすごく詳しく書いてありました。それを参考にいたしまして、暮らし安全交通課の指導の下、プラスチックがいかに人体に悪いか、有害だってことをパネル2枚にして、簡単ですけど、説明してありますので、産業まつりのときはぜひとも武道館にお越しいただいて、プラスチックのごみ問題について、私たちが意見、研究したことをどうぞご覧ください。よろしくお願ひいたします。

神田委員

神田です。

きちと法律的なことを整備するのは本当に大変なことだと思います。でも、おかげさまでこういう資料を見ながら、市民の一人として随分いろんなことが分かりました。

一つ、私の感想といたしましては、なぜ不法投棄するのか、なぜ外国人はルールを守らないのか。ルールを遵守してもらうことも大切ですけど、なぜ守れないのかということをもう少し分析して、それに対する対策をシステムとして構築していかない限り、やっぱり減らなと思うし、罰則の方向に行くと思うんです。そのところを、こういう会議や皆さんのお仕事上で、今やっていることを、そのまま良い方向に持っていこうというのも大事ですけど、なぜこういうことが発生してしまうのかを、もう一步踏み込んで検討していただけると、やり方も見えてくるし、資源化の方法も見えてくるし、何かその先の希望が見えてくるような気がするんです。

それと、食品ロスのフードドライブとかイベントのときに出ていますけれど、出そうかなと思ったときに出せる場所が、何かいまいち明確ではないような気がします。イベントのときはイベントのときで、他のことで頭がいっぱいなので、なかなか意識が高い人でないと、フードロスのところへ行ってみようということにはつながっていかないじゃないかと思います。

産業まつりに参加するときも、今回はテレビの処理を請け負いますとか、住民として出すのを困っているもの、新しく買い換えるときは業者がやってくれますけど、使ってないテレビを廃棄したいときは、取りに来る業者を待っているか、それとも遠くの業者のところまで行かないといけません。それって、やっぱり不法投棄につながると思います。

ですから、イベントごとにごみ処理のテーマを一つずつ決めて、今回は問題のリチウムイオンを使っている小型家電を特集して集めますとか。業者と提携して、安全に処理する方法をそこで教えると、今年使った手動の扇風機が要らないから、じゃあ持っていこうということにつながってくると思うので、そういう意味で、もう少し一步踏み込んだ検討をしていた

だけるとありがたいなと思います。

以上です。

中田委員

市民公募委員の中田です。

何分、市民公募ですので専門的なことが分からぬ中、本当に事務局の皆さんのご苦労を目の当たりして、ありがたいなと思うばかりです。皆さんにこれだけ時間と労力をかけて作っていただいた計画の成果は、少しずつ目に見えない形でも出ているのではないのかなと思います。

私、今、子供が小学生ですけれども、先日、給食だよりの後ろに食品ロスについて考えようというが出ていまして、こういうところに少しずつ効果が出ているんじゃないのかなと思いました。

市民として生活しながら、施策に関してはいろいろ思うところがあるのですが、計画についてとなると、やっぱり今発言するべきことじゃないのかなと思って、ちょっと的外れかなと思ったこともいくつかありました。

今日、最後にお時間をいただきましたので、私としては一度、会議でも申し上げたのですが、最近は市政よりも読まない若い世代の方が増えていると伺いましたので、「さんあ～る」のようなアプリで、画像付きで、例えばマヨネーズの容器だったら、ここまで洗ったらビニールごみで、ここまで汚れたら、いっそ可燃ごみで出してくださいみたいなものを、画像付きで、プッシュ通知で定期的に配信していくような方法も今後は考えていかないと、ちょっと文字メッセージだと届かない時代になってきたのかなと思います。

以上です、本当にありがとうございました。

近藤委員

近藤です。

これから10年間のごみ対策については、これが基本になるということで見させていただいって、よくできているなど感想を持ちました。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

ただ一つ、その中で視点の問題ですけれど、私、サラリーマン生活のときに、容器の製造会社にいたものですから、容器に対する容り法の負担金で大変苦しめられた思いがありました。

その背景については、日本には最終処分場、埋立地がもうないということです。ここが問題だから、使えるものはどんどんリサイクルして、最終処分として作るものについては少なくしていこう、これが基本になっているので、それがすごく頭の中に入っています。

その中で、これを見ていると、四街道市については独自の最終処分場がないと、これは民間の方にお願いしているんだ。そうすると、これ大丈夫なのかなと、民間業者さんがどうこう言うつもりもないんですけど、積極的に市が参画して、ただ、四街道市ってベッドタウンで大きくなつた、人口が増えた中で、土地があるのかないのかという問題と、47ページを見たら、最終処分に対する取組みなんて、かなり悲鳴的なところを書いているわけです。埋立用地の確保が決まらない、困難ですと。

ただ、59ページの最終処分の検討については、最適な最終処分方法の更なる検討と掲げていて、実際、これは何なんだろうなと思うところもあるんですけど。

一つお聞きしたいのは、四街道市においては、例えば近隣の市町村と連携を取るとか、民間企業さんと最終処分も連携して、この問題については、少なくともこれが策定された10年間の中においては問題ないのかなと。

ただ、現実問題として、最終処分の処理費用にかかる費用だって、10%弱かかっています。

今後、10年間については四街道市の人口が10%弱減る。それから高齢の方、高齢の方は年金生活になって、税金の問題とか、ここについてはすごく大きな問題で、一つクリアにしておかないといけないのかなと気がついたのですが、そういう意見を持っている人間もいるということだけ、お聞きいただければと思います。

どうもありがとうございました。

福田委員

福田でございます。

膨大な資料をお作りいただきまして、大変、ご苦労だったと思います。

最後に資料を蒸し返すよう申し訳ないですけど、65ページで質問させていただきたいです。65ページの食品ロス実態調査、(1)調査方法とございまして、(1)調査方法の下から2行目に、「厨芥類を食べ残し、直接廃棄、過剰除去等の3つに分類し」と記載があるのですが、下の表には、食品ロスのところに、この過剰除去が表記されてないのですけれど、これはあえてしなかったということでおろしいですか。

もう一つ、調査方法の先ほどの下から2行目に、「3つに分類し」の後に、「直接廃棄に関しては、消費期限・賞味期限表示の有無とその日時を記録しました」と書いてあります。これについての言及は以下にないのですが、これについて何か特徴的なことがあるようでしたら教えていただきたいなと思って、この2点をお願いします。

もう一点は、既にご存じの方も多いと思いますけど、今年の3月28日に、消費者庁で食品ロスに関連しまして、食品期限表示の設定のためのガイドライン、いわゆる賞味期限に関するガイドラインを見直しまして、もっと現行よりも延長できるように緩やかになっている改正をしていますので、その影響が今後、どう出てくるかなということも重要なかなと思います。

以上です。

荒井会長

今、3点のご質問がありましたが、もし答えられるようでしたら答えていただきたいと思います。

事務局

文章のほうで「食べ残し、直接廃棄、過剰除去の3つに分類し」となっていますが、食品ロス実態調査の調査方法として、適正な除去と過剰除去の分類が難しい部分がございまして、結果として、こちらで表記をしているのが、直接廃棄と食べ残しの部分になっておりました。調査方法として具体的に表せるものが、この2つになっているということでございます。

ただ、ページの文言として、上に3つ載っているのに下に2つしか載っていないところは、やはりそういった疑問が出てくるところかと思いますので、再度、こちらに関しては検討をして、より分かりやすい表記の仕方を検討したいと思います。

それから、消費期限・賞味期限表示の有無とその日時の記録に関して、今、それについてどういった考察ができるかという部分が分かっておりませんので、この部分に関しては、大変申し訳ないですけど、次の委員会のときにお話ができればと考えております。

国で示されているガイドラインにつきましては、主に事業者さんが食品について取り組んでいくときの考え方の部分が大きいかと思います。これはガイドラインが出る前の話ではあるのですが、事業者に関しての食品ロスの量は目標値を前倒しで達成できていて、今回、そのことによって新たに目標値が変わったものをこの計画に載せてございます。その部分が今後

どのようになっていくか、ちょっと私もその専門ではないので、何ともお答えが難しいところではございます。

当然、四街道市としましては、例えば食品関係のところには食べきり協力店や事業者さん向けにこちらからお願いをしたり、啓発をしたりといった部分もございますので、そういうところで、今のガイドラインの話も含めながら施策を進めていけるかなと考えております。以上です。

荒井会長

なかなかすぐに答えられない部分があると思いますので、今の答えで、一部は次回に報告をしたいということですので、それを見て、また議論したいと思います。よろしくお願ひします。

櫻井委員

吉岡区の櫻井です。

皆さんの良い意見と廃棄物対策課の皆さんの努力で、大変良い計画、精査された良い計画だと大変思います。お疲れさまです。

私は一般市民なので、あんまり難しいことは分かりません。ただ、現実的なことを言うと、すばらしい計画はできてはいるのですが、何が一番大事かというと、市民の皆さんのがこれをよく理解してもらえるような説明の仕方、伝え方、そして皆さんのがこれに協力してもらわないと、いくら良い計画がきても、一つも良くならないと思います。

それから、私はもう一つ課題を付け加えるとすれば、一般市民に、これをどういうふうに理解してもらえるのかを考えて伝達し、それを実施していただけるように努力する計画も一つ入れたら良いのではないかというのが私の考え方で。これから今度、これを進めていくにおいて、市民の一人一人がよく理解して、協力してもらえるように努力していただくことと、私たちも努力しなければいけないということを祈念して、お願ひしたいと思います。

以上です。

麻生委員

同じく、吉岡区の麻生と申します。

ごみ処理について、毎日のようにその各家庭から出るものでございますので、市として、全てが適正に処理できるのは本当に難しいことだと思います。今も櫻井さんからもお話がありましたけど、市民の方々の理解は当然第一ですが、これをどう市が率先して伝えていくか、理解していただく方法を考えていくかということは、本当に難しいことだと思います。各市民一人一人がごみの出し方をはっきり分かっていて、それに従って出していただくのが基本になります。

混ぜてしまえばごみになる、分ければ資源になると前から言われておりますが、これはなかなかうまく回っていないのが現実だと思います。これからの方々については、大変な作業だと思いますけど、今まで以上によりごみの効率化、あるいはごみの削減につながるような具体的な施策を考えいただきたいと思います。

お疲れさまでした、ありがとうございます。

松坂委員

松坂と申します。

相対的に、この計画はよくできていると思います。ただ、これが一地方、行政体としては限度かなという思いも反面あるのだけれど、変更などは何も要求しませんが、感想として申しますと、まず一つは、賞味期限は国が人の味の具合まで、官能的な部分まで口出しをすべきじ

やないということが私の持論です。この中にはそういうことが出てこなくて、73ページに農水省が作ったらしい、昔の定義の部分があります。

だから、消費期限はいいです。賞味期限は、学校等で行っているらしい食育とか何とかがあるのだけれど、そこで親なり兄弟なり、大人が子どもに対して、これは臭いをかぐとか、なめるとか色々な感じで、食べられるという判断をすることを何もやってないのではないかということなんです。

私の周囲にも、私の家族にも時々怒るのですが、賞味期限が一日過ぎただけで開封もしていないものを捨ててしまう。こういうのはけしからんと言うのだけれど、世の中は大体そういうことで蔓延しているようで、ごみが増えていく背景の一つがここにあると思います。行政としては、国に対して直撃できなければここには出てきませんが、四街道市が率先して条例をつくれということはあるんですけど、なかなかそこまで踏み出してないのが、いささかまだ違和感が残ったままになっています。

もう一つは不法投棄のことだけど、私が住んでいる地域にも若干あるわけです。内部でいろいろ議論しますと、住民が住民を監視するのは嫌だということで、こういうことは誰も取り組まない。

例えば具体的に言いますと、慢性的な、青空車庫と言いますか、昼夜問わず道路に、路上に置きっぱなしで、緊急車両が通れないのではないかという議論があるんだけど、自らは動きたくないのが圧倒的に多い。ですから、何もしてないということなんです。

ある時に火災がございまして、そこに消防車が近づけなかつたことがありました。ホースを100メートルぐらいつないでやっと消火活動をしたのだけれど、家は丸焼けだったことがある。そういうことで、住民が住民を監視するのはよくないことかもしれないけれど、法的な裏づけを持って、名称も指導をするような、例えばごみの出し方について指導をするとか、指導員というステータスを与えてやってもらう方法も、この不法投棄を減らすことに、役に立つのではなかろうかと思います。

外国人の場合について言いますと、少なくとも四街道市の広報を見ましても、基本的には日本語だけなんです。ある国では、東南アジアでは5つの言葉が常にバスの中でも、交通機関の中でも表示がされているわけです。この国もやっていかないといけないと思います。

そういう点で、ごみステーションにも言葉を、5つぐらいの文字表示をしておくことも必要かと思ってはいるのだけれど、地域のとこで、自分で作ろうか言ったら、みんなが反対するんです。だから、この辺もなかなか難しいところでございまして。

私が住んでいるところでも、アフリカ系の人たちが住んでいるんです。子どもは小学校に行っていますから日本語は何ともないけど、親はまるっきり駄目なんです。だから、自治会の広報を回しても、日本語なんか全然見ないで、回観板も含めて、右から左へ回すことをやっているそうです。こういうことではいけないと思います。

せっかく立派な計画をつくっても、これが実施されないと意味がないんです。ですから、四街道は四街道なりの条例の背景をつくった上で標榜するなり、ステータスを与えてやってもらうという必要、今後は必要になっていくだろうなという思いがあります。

これ、私の感想です。

矢澤副会長

計画の修正という意味ではないんですけど、質問をさせていただきたいと思います。

具体的な施策の記載は今後というか、これからになると思うのですが、45ページにリユースのお話、46ページに集団回収のお話があって、課題として、45ページでは「リユース活動を

促進するために新たな事業を展開していく必要があります」、46ページは課題のところ、集団回収が減少傾向になっていますということで「制度のあり方を見直す必要があります」という、この2つはちょっと突っ込んだ書き方をしてあります。今の段階で何かこんなことを考えているとか、もしあれば教えてくださいというのが一つ目です。

あと、83ページに公共下水道人口があって、令和5年から令和6年でちょっと減っています。四街道市はまだ人口が増えている状況だと思いますけど、もし分かれば、何で減ったのかを教えていただければと思います。

資料編の20ページ、市内の河川の水質の調査地点があります。資料編の22ページ以降にそれぞれの川、鹿島川、手織川の水質変化あるのですが、例えば鹿島川は4地点で測定していますけど、このグラフはどこの地点のデータですか、それぞれ教えていただければと思います。以上です。

荒井会長 また、分かる範囲で説明をしてください。

事務局 まず、現状と課題の部分から説明をさせていただきます。

リユース活動を促進するために、新たな事業を展開していく必要がありますという内容につきましては、実はそれが先ほど言いました、プレスリリースをした内容になってくるわけですけど、四街道市の総合計画と言いまして、市の一番上位計画の中に、このリユースを市民団体と連携しながら進めていきましょうというものがありまして、具体名としては、「だれかのほしいにつなげよう」プロジェクトという名前で、昨年度は市民団体さんの活動状況を把握させていただいて、今年度からおもちゃと絵本と衣類のリユースを進めていきましょうということでスタートしています。衣類についてはまだ実績がないんですけど、おもちゃに関してはイベントのときに行っており、盛況と言えるのではないかと考えております。

産業まつりにおいても、おもちゃの交換、回収を行う予定です。回収は今ちょうどやっているので、もしよかつたらお持ちいただければと思います。産業まつりのときに、欲しい子どもたちにあげますよとか、その場で持ってきて、その場で欲しいものと交換しても良いですよという内容を今年度から始めさせていただきました。

イベントに関しては、その都度、こちらから広報をして、こういう活動をしていますということで、今後さらに、皆さんに周知できるような内容を行っていく予定ですので、それに合わせて、ものの大切さとか、ごみの再資源化、減量化につなげていければと考えております。

この部分に関しては市民団体、市民の方ですとか、協力していただく事業者さんと連携しながら進めていくことで、共同連携しながらやっていく予定でございます。

46ページの集団回収が減少傾向になっている部分ですけど、こちらに関して、一番大きな原因としては新聞の購読が少なくなっていることが大きいかと思うのですが、それ以外にも人口の減少ですか、高齢化などで、なかなか地区の集まりとして活動を行っていくということが難しい部分でございます。

これに関しては、具体的にどうしていきますというのは、まだこれから検討していく、まさに制度のあり方を見直していく部分で、地域の活動自体が、市全体でどうしたら活性化していくかが大きな問題かと思いますので、集団回収についてもその部分については考えていきたいと思っております。

あと、河川のお話ですけど、河川の調査地点に関しましては、次のときに分かるようにさせていただければと。

矢澤副会長	教えていただければ良い。4地点を測っているから、4地点の平均点が入っているのか、4地点のどこか代表地点があつて、そのデータなのかなと思いまして。それが分かれば良いです。次回、教えていただければ。
事務局	<p>公共下水道人口に関しましても、今、確認を取っているところですので、年次報告のときに6年度のデータ、正確なデータを載せて、年次報告での報告、計画への記載、掲載にさせていただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
荒井会長	<p>いろいろな意見が出ましたけど、今言われているごみ処理についてのさまざまな課題が全て網羅されているのかなと思います。特に、市民の理解が必要であつて、説明する、あるいは理解をいただく、お互いに協力しながら地域環境を守っていくところが非常に重要な課題であるというご指摘もあったと思いますので、ぜひ、そういった方向で、今日、最後にさまざまなご意見が出ましたけど、そういったことを基本計画の背景、基本計画の課題として、市にぜひ取り組んでいっていただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。</p> <p>取りあえず終わりましたので、その他の項目に参ります。</p> <p>その他で、事務局からよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>その他ですが、少しお願いがございます。</p> <p>今回、計画の最終案ということで次回は答申を行うのですが、ただ、誤字脱字や先ほど再資源化のところなどは修正が必要かどうかを確認させていまして、事務局と会長で最後調整させてもらって、修正を行っていきたいと思います。</p> <p>事務局は、完成したものを各委員さんへ送付をしますので、中身を確認していただければと思います。</p> <p>先ほどの「MOTTAINA！」のところですけれども、それはでき上がる前に、一度皆さんにお示ししてほしいということなので、そちらはお示しさせていただきます。</p> <p>「MOTTAINA！」については、何かご意見があればいただく形がよろしいでしょうか。ローマ字表記ができないとなつくると、ローマ字を使うことが認められれば使うかどうか、公共の計画になるので、それをやめて、例えば普通に平仮名表記にするか片仮名表記にするか、そういうレベルでしか多分なくなつていきますので、その辺はこちらで一旦案ができましたら、投げさせていただきます。それで、一度ご了解いただければという形を取りたいなと思います。</p>
荒井会長	取りあえず、新聞社の結論が出ないことには前に進めないからね。
事務局	そうですね。
荒井会長	新聞社から返事をいただいて、今おっしゃった形で皆様にお知らせする感じで。
事務局	<p>そこは、また相談させていただければと思います。</p> <p>それで、ご意見を伺う形になるかもしれないんですけど、それがまとまれば最終案という形</p>

で、皆様に計画の最終版をお送りさせていただく形を取らせていただければと思います。

委員の皆様には長い間、昨年度からこの計画の作成にあたって、議論を多くいただきまして、本当にありがとうございました。

次回の委員会で、計画についてのご答申をいただくことになります。つきましては、これから答申書の案を委員の皆様にお配りをしますので、ご確認をお願いしたいと思います。

答申案が、ご覧のとおりシンプルな形になっております。読み上げさせていただきますと、「令和7年2月13日付、廃第84号で当委員会が諮詢を受けた四街道市一般廃棄物処理基本計画に関することについて、下記のとおり答申します。」となっておりまして、「四街道市一般廃棄物処理基本計画案について、承認する」という形にしております。

この基本計画案も、皆様に後日、配付させていただくものになっていきます。

次回11月に、またごみ処理対策委員会、こちらで開かせていただきまして、そのときに答申になります。

今後の予定ですけど、12月中旬からパブリックコメントを行います。パブリックコメントで出た意見について、我々事務局で対応を行っていきます。その後、議会への報告を行った後、正式策定という形になります。

次回の委員会のご案内ですけど、事前にご連絡しておりますとおり、11月26日水曜日に開催いたします。正式な通知は、また開催の一、二週間前をめどに資料と一緒にお送りしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

荒井会長

11月26日に次回開催で、答申書はこのペーパーに上書きしているこれをきっちり、今日の意見を踏まえて整理した上で添付することになっておる。では、そういうことでございます。その後、パブリックコメントをやって、議会への報告を行うことになっております。

本日の議事は全て終了しましたので、取りあえず進行を事務局にお返しします。

長時間にわたり、非常に熱のこもった議論をしていただきまして、本当にありがとうございました。

事務局

荒井会長、進行ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、本当に長時間にわたりまして慎重な審議、またご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日、委員の皆様からいただいた意見等を参考に、計画案、最終的なものを作成し、送付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、令和7年度第3回四街道市ごみ処理対策委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。